

税の申告は期限内に

申告は3月15日まで

確定申告(所得税・復興特別所得税)

問い合わせ 伊丹税務署 ☎(779)6121

申告が必要な人 給与所得者は①29年中の給与の収入金額が2,000万円を超える②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える③給与を2カ所以上から受けている④事業所得、不動産貸付収入がある⑤土地・建物・株式などを売った一人。

事業所得・不動産所得者は、29年中の所得金額の合計が、所得控除の合計を超える人。

年金所得者は、①公的年金などの収入金額が400万円を超える②公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える③所得税の還付を受ける一人。

29年分の確定申告の会場

【伊丹市立産業・情報センター】

2月16日(金)～3月15日(木)の平日と、2月18日(日)・25日(日)午前9時～午後4時。

なお、伊丹税務署では申告相談会場を設けていません。作成済みの申告書などの受け付け、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。

【市役所7階会議室】

2月7日(水)・8日(木)午前9時～午後4時、9日(金)午前9時～正午(作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみ)。

確定申告書は自分で作成を

確定申告書は、国税庁ホームページ☉<http://www.nta.go.jp/>で作成し、e-Taxでインターネットで提出できる他、郵送で税務署へ提出することもできます。申告書の控えに税務署の受け付け印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

確定申告書提出の注意点

申告者本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示か写しの添付が必要(控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などの本人確認書類は不要)。また、復興特別所得税欄の記載漏れに注意してください。

所得税及び復興特別所得税の還付申告

申告義務のない人でも、次の場合は、申告すれば「所得税及び復興特別所得税」が還付されることがあります。

①年末調整で、所得控除の申告をしなかった②源泉徴収された人で、年途中で退職し、年末調整を受けていない③源泉徴収された人で、「医療費控除」、「住宅借入金等特別控除」、「寄付金控除」、「雑損控除(災害、盗難などで資産に損害を受けた場合)」などを受ける④退職所得がある人で、退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合など

医療費の明細書の添付が義務化

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必

要があり、税務署から求められたときは提示が提出しなければなりません。医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。

市・県民税の申告

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

確定申告をする人は申告不要

「所得税及び復興特別所得税」の確定申告をする人は、申告の必要はありません。申告が必要と思われる人に、2月5日(月)(国民健康保険加入者は2月8日(木))に申告書を発送。公的年金などの収入が400万円以下で、同年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、還付を受ける場合を除き、確定申告書の提出は不要です。ただし、市・県民税の申告書の提出が必要になる場合があります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療加入者で収入がない人も、申告することで保険税(料)の軽減を受けることができます。

申告が必要な人

30年1月1日現在、市内在住で次に該当する人

①29年中に事業、不動産、配当(未上場など)などの所得があった②給与所得者で日給や家事手伝い、その他の理由で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されない③給与所得以外に家賃、年金、配当(未上場など)などの所得があった④29年中に中途退職し、再就職していない人で、前勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない⑤配当所得(未上場など)がある人で、所得税の確定申告をしなかった⑥寄付金や医療費控除などを受けようとする⑦年金・恩給などの公的年金の受給者で、公的年金などの所得以外に、家賃、配当(未上場など)、給与などの所得があった⑧社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする

30年1月1日現在、市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋敷がある人

受付場所と日時

収入があった人は市役所2階の市民税課、収入がなかった人は同1階の国民健康保険課へ。日時は2月13日(火)～3月15日(木)の平日午前9時～午後5時半。申告書が届いた人は郵送提出可(確定申告の相談・受け付けは行いません)。

国民健康保険・後期高齢者医療

配当所得・上場株式譲渡所得がある人は確認を

配当所得・上場株式譲渡所得がある場合、源泉徴収のみで納税を終わらせるか、確定申告を行うかを選択できる場合があります。

源泉徴収のみで納税を終わらせる場合は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。

確定申告を行う場合は、合計所得金額に加算されるため、保険税と保険料の算定対象となります。ただし、3月15日(木)までに、市民税課に届け出ること、算定の対象としないことができます。届け出については、市民税課☎(740)1132へ。その他、詳しくは国民健康保険課☎(740)1170、医療助成・年金課☎(740)1108へ。

福祉医療費助成制度と所得条件

	対象	所得条件
乳幼児等医療	0歳～小学3年生	扶養義務者(両親など)の市民税所得割税額(*1)の合計が23.5万円未満※未就学児は扶養義務者の所得条件がありません
こども医療	小学4年生～中学3年生	
高齢期移行医療	65歳以上70歳未満の人	世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下
(高齢)重度障がい者医療	1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額(*1)の合計が、23.5万円未満
中程度の障がい者に対する入院医療	3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人	世帯全員が非課税で、本人、配偶者、扶養義務者のいずれも年金収入を加えた所得が80万円以下
母子家庭等医療	母(父)子家庭の親と子、父母のいない子など(子が高校卒業<*2)まで)	母など、扶養義務者の所得(*3)が19万円未満(扶養親族1人につき38万円加算)

- *1 課税決定通知などに記載の市(町村)民税所得割税額+住宅ローン控除額+寄附金控除-1万9,800円×0~15歳の扶養人数-7,200円×16~18歳の扶養人数
- *2 18歳に達した日以降の最初の3月31日を過ぎても高校在学中の場合は20歳到達月まで
- *3 所得=収入-必要経費-諸控除(*雑損、医療費、社会保険料<8万円まで>、障害勤労学生など)

※養育費の8割を所得として含みます。市民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下の人は原則対象となります

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

(仮称)川西市立総合医療センター構想案

北部医療の在り方について 市民説明会を開催

問い合わせ 経営改革課 ☎(740)1120

2月3日(土)午後1時半～3時半に「(仮称)川西市立総合医療センター構想案」に基づき、検討を進めている北部医療の在り方についての説明会を東谷小学校体育館で開催します。

定員は先着約300人で当日会場へ。駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

「(仮称)川西市立総合医療センター構想案」
構想案では、市立川西病院をキセラ川西内の医療ゾーンに移転し、運営は指定管理者制度を導入。また、北部地域には「北部急病センター」を整備します。

健康保険加入者

対象となる人は手続きしてください

医療費の一部を助成

国民健康保険や社会保険などで診察を受けたときの費用(自己負担分)を公費で負担する福祉医療費。市では、各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、左表

の条件を満たす人に医療費の一部を助成しています。対象となる人で、手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。